日医FAXニュース

JMA
日医FAXニュース
編集・発行：日本医師会（03-3946-2121）

■ 「新型コロナウイルス感染症」で要望書

― 横倉会長 ―

日本国内の複数の地域で感染経路が明らかでない新型コロナウイルス感染症の患者が散発的に発生していることを踏まえて、横倉義武会長は２月27日、今村聡副会長、釜萢敏常任理事と共に総理官邸を訪れ、安倍晋三内閣総理大臣、西村明宏内閣官房副長官と会談するとともに要望書を直接、手渡した。

会談の中で、横倉会長は、日本の現状を国民・医療関係者が一体となって拡大防止に努めていかなければならない状況にあると指摘。感染の集団発生（クラスター）の連鎖拡大を抑えるため、３月を国において「新型コロナウイルス感染拡大防止強化月間」に位置付けることを求めた。

更に、横倉会長は、「患者クラスターや地域の流行状況に応じ、学校医と相談のうえ、地域における学校の臨時休業や春休みの弾力的な設定」「医療現場におけるマスク、手袋、防護具、消毒薬等を含めた医療資機材の確保と迅速な配備」「医師の判断によるＰＣＲ検査を確実に実施する体制の強化」「診断キット、治療薬、ワクチンの早期開発への最大限の尽力」「感染症危機管理体制の強化、並びに健康医療情報を学術的な見地から国民に発信し情報共有ができる『いわゆる日本版ＣＤＣ』の創設」の５点の実現を強く要望した。

これらの要望に対して、安倍総理は一定の理解を示した上で、ＰＣＲ検査に関しては、「医師が必要と考える人達には検査を実施できるようにしていきたい」と述べた。

また、両者は、これからはいかに感染の拡大を防ぎ、国民に安心して暮らしてもらうかが大事になるとの認識で一致。安倍総理からは、「今のような状況の際に国民は、身近で安心できるかかりつけ医に診てもらいたいと考えると思う」として、横倉会長に感染拡大防止に向けた引き続きの協力が求められた。

なお、安倍総理は会談終了後に行われた新型コロナウイルス感染症対策本部の席上、３月２日より春休みまで、全国の小中学校と高校等を臨時休校するよう要請するとともに、行政機関や民間企業に対して、引き続き、休みを取りやすくなる環境を整えるなど、子どもをもつ保護者へ配慮を求めた。

【「日医君」だより】

■ 臨時休校に伴う医療従事者確保を要望

― 横倉会長 ―

横倉義武会長は２月 28 日､安倍晋三内閣総理大臣が前日 27 日に､全国の全ての小中学校、高等学校、特別支援学校に対して、３月２日より春休みまで臨時休業を行うことを要請したことを受けて、急遽、文部科学省並びに厚生労働省を訪問。萩生田光一文科大臣、加藤

勝信厚労大臣に直接、「全国の小中学校等の臨時休業に伴う医療従者確保」に関する要望書を手交した。

両大臣との会談の中で、横倉会長は今回の措置について、ウイルス拡大の封じ込めには極めて有効な手段であるとする一方、「子どもをもつ医師、看護師、事務職を始めとした医療従事者の確保が困難となり、コロナ対策はもとより、通常の医療提供体制に混乱が生じる事態も懸念される」と指摘。ウイルス対策に全力で取り組むためにも、地域の実情に応じて、医療従事者が子ども達を安心して預けられる体制の構築の推進、財政支援等の早急な対応の実施が必要だと強く求めた。

これらの要望に対して、両大臣からは、「医療関係者の子どもを優先的に保育所等で預かるようにする」「休業期間中の学校施設の利用」「放課後児童クラブ（厚労省所管）や放課後子ども教室（文部科学省所管）の活用」「院内保育所の人員の臨時的な増員に対する財政的支援」等、地域の実情に応じて、各自治体と知恵を絞って対応したいとの考えが示された。

なお、萩生田文科大臣との会談には、学校保健担当の道永麻里常任理事も同行した。

【「日医君」だより】

■ 「総合的判断による疑い」は検査対象

― 厚労省 ―

厚生労働省健康局結核感染症課は２月 27 日、新型コロナウイルス感染症の行政検査に関する事務連絡を都道府県などに出した。行政検査の対象として、新型コロナウイルス感染症患者との接触歴の有無にかかわらず「医師が総合的に判断した結果、新型コロナウイルス感染症を疑う」場合も検査対象となることを明確化した。17 日付で発出した事務連絡「新型コロナウイルス感染症に関する行政検査について（依頼）」は廃止する。

【メディファクス】

■ 新型コロナ、ＰＣＲ検査は1800点

― 厚労省、保険適用へ ―

厚生労働省は２月 28 日、新型コロナウイルスのＰＣＲ検査を保険適用することを決めた。償還価格は 1800 点、もしくは自前の検査機関があるなどの理由で感染物質輸送が伴わない場合は 1350 点とする。保険局医療課によると、これまでは行政検査として医師が新型コロナウイルス感染症を疑う場合に保健所に届け出後、地方衛生研究所などで検査を行っていたが、保険適用により、医師の判断で医療上の必要性に基づき、保健所を介すことなく速やかに検査機関での検査につなげることができる。今週半ばの保険適用を目指しており、近く通知を発出する。

具体的な算定要件について、検体は▽喀痰▽気道吸引液▽肺胞洗浄液▽咽頭拭い液▽鼻腔吸引液または鼻腔拭い液―。検査方法は国立感染症研究所が作成した「病原体検出マニュアル 2019-nCoV」またはそれに準じた方法となる。将来的には同ウイルスの検出キットも対象となるが、まだ開発段階。対象者は、医療上の必要性に基づき医師が判断する。実施医療機関は、入院は肺炎の入院患者を受け入れている医療機関、外来は当面は帰国者・

接触者外来を設置している医療機関となる。近く中医協に報告する。

ただし、限られた医療資源の中で必要な患者への検査を確実に行うため、当面は医師会や病院団体、指定医療機関などで構成する「都道府県ＰＣＲ検査調整会議」で検査の実施調整を行う。　【メディファクス】

■ 働き方改革、基金は「人件費に充当可能」

―　松本常任理事　―

松本吉郎常任理事は、2020 年度診療報酬改定の重点課題だった働き方改革について、診療報酬による評価に加え、地域医療介護総合確保基金で措置されたことで一定の成果が得られたと述べた。一方で、基金での評価は「人件費として充当可能な基金」として、医療現場が活用しやすい仕組みにしていくことが重要な課題とし、引き続き日医として対応していく考えを示した。「働き方改革に向けた院内マネジメント改革の推進はコストがかかる。入院基本料据え置きの中での改革の促進は厳しいだろうが、加算等の引き上げや拡大で対応していただきたい」とも述べ、２年後の改定につなげていくことの重要性も訴えた。メディファクスの取材に答えた。

20 年度改定については、18 年度の介護報酬との同時改定で大幅な見直しが行われたことを踏まえ「現場の声をしっかり聞いて、既存項目が活用されているかを検証しながら、その見直しの議論に徹した改定だった」と振り返った。目玉となった働き方改革では、新設された地域医療体制確保加算の対象医療機関が約 800～900 カ所、基金の対象医療機関が約 600～700 カ所と推計されている。また今回の基金は、勤務医の労働時間短縮に向けた整備事業として新たに設定された。

基金での評価について松本常任理事は「対象医療機関は地域医療確保暫定特例水準（Ｂ水準）を基準として選定するとされているが、最後は都道府県と都道府県医師会が折衝して決めていくことになるだろう。執行残なく対応することや、単年基金ではなく複数年で対応していくよう、中医協の場でも厚生労働省に求めている」とし、今後、各都道府県医師会と各医療機関でも協議し、都道府県に働き掛けていくよう要請。また「今回、中小の２次救急病院では救急医療管理加算１、同２とも 50 点ずつ増点されている。額は十分とはいえないが一定の成果が得られた」とし、加点項目を活用するよう求めた。

一方、重症度、医療・看護必要度について松本常任理事は「中長期的に診療報酬は地域医療構想に寄り添うということを求めてきた。18 年度改定以降、旧７対１は１万床以上減少しており、現状ルールで進むべきだと考えていた。診療報酬で急性期病床を減らしていくことには疑問を持っている」と指摘。該当患者割合の基準値が見直されたことについても「25％以上の医療機関が影響を受ける大変厳しい改定ではないか。経過措置を求めたが、中小病院には厳しい内容だ」と強調した。

また、許可病床数 400 床以上で急性期一般入院料等の届け出を行う医療機関は必要度Ⅱを用いることが義務化されるが、それ以外の医療機関における届け出については「当面、必要度Ⅰ、Ⅱの自由選択制でいいだろう」と述べた。　【メディファクス】